

山 監 第 N 3 1 0 4 - 7 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 0 月 2 9 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

健康福祉部

高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、こども福祉課、日の出保育園、下津保育園、厚陽保育園、津布田保育園、出合保育園、国保年金課及び健康増進課

3 監査の期間

平成 27 年 9 月 8 日から平成 27 年 10 月 29 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 27 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 収入関係について

収入に係る調定管理が一部不適切である。また、施設使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。適切な事務処理をされたい。

【社会福祉課】

(2) 支出関係について

私用車を使用しての出張に伴う車賃等が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

【日の出保育園】【厚陽保育園】

(3) 債権関係について

児童クラブ保育料の債権管理の事務手続が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

【こども福祉課】

(4) 契約関係について

契約締結の事務処理等が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

【社会福祉課】【こども福祉課】

(5) その他について

国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の事務手続が不適切である。所要の事務手続をされたい。

【国保年金課】